

議会受付番号	鎌議第 1453 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	総務部（職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

職員の定期代について

2 質問の要旨

- ① 職員の定期代はどのように申請されてどのようにチェックされて支給されるのか。
（住所の確認、ルートの確認、乗車区間の確認、金額の確認等）
- ② 申請通りの内容で購入されたかどうかのチェックはどのように行っているのか。
- ③ 定期代だけもらって定期を購入しないで、徒歩や自転車などで通勤している職員がいないかどうかのチェックは行っているのか。
- ④ 定期が期間内に払い戻しなどされずに、申請通りの期間最後まで使われたかどうかのチェックはしているのか。（定期の回収を行う等）
- ⑤ 上記①～④の中でチェックが行われていない事項があるとすると、行う必要があると思われるがいかがか。

3 答弁

- ① 通勤手当については、住所及び通勤経路等を記入した通勤届に基づいて支給していますが、通勤届は所属長の確認を経ることとなっています。また、給与所管課では、通勤届に記載されたルートが経済的かつ合理的か、金額が適正かを経路検索ソフトや明細地図により確認しています。
- ② 届出の提出時に定期券等の写しを添付するか現物を確認することとしています。
- ③ 定期的には行っていませんが、平成 23 年 6 月、平成 25 年 3 月に課長等宛てに職員の通勤方法及び通勤経路の確認を行うよう依頼しました。今後も、適宜同様の対応を行っていきます。
- ④ 通勤手当は申請期間にかかわらず 4 月と 10 月にそれぞれ 6 箇月分の手当額を

支給しています。通勤経路が変更した場合も、変更時から6箇月分を支給するのではなく、4月から9月まで、又は10月から3月までの6箇月間の中で既に支給した手当額を精算することとしています。定期券の購入時期や利用期間は職員により異なるため、定期券の回収等による確認は行っていません。

- ⑤ 届出内容と実際の通勤方法が異なることがないように、届出内容に変更があった場合には速やかに届け出るように、引き続き職員に周知していきます。